

# 「地域発 元気づくり支援金」 手続きの概要

## § 1 【事業の企画、支援金活用の検討】



随時、地方事務所地域政策課職員及び県庁総務部市町村課職員が相談を承ります。  
ご相談、ご意見などお待ちしております。

## § 2 【支援金募集等に関する説明会】

募集に先立ち、県下各地で開催します。  
詳細は、県ホームページにてお知らせします。

## § 3 【事業申請から事業採択】

12～2月

### 事業計画書等の提出

提出いただく書類

- 地域発 元気づくり支援金事業計画書（別記様式第1号）
- 地域発 元気づくり支援金事業計画書別紙（別記様式第1号関係）
- 事業計画図書（位置図、見取図、設計図、設計書等）
- 公共的団体等の規約（会則）
- 予算書

提出先

活動拠点のある市町村役場（企画担当課）に提出してください。  
市町村役場から地方事務所に提出していただきます。



2～3月

### 事業内容についてヒアリング

地方事務所職員が、事業計画書の内容について面接等により確認させていただきます。



4～5月

### 地域選定委員会の審査、採択事業の選定

地方事務所長、市町村長、民間委員などで構成する地域選定委員会で採択事業を選定します。

### 事業採否についての連絡（地方事務所 申請者）

採 択 事 業：採択の旨及び金額を通知します。（「内示」といいます。）  
不採択事業：不採択の旨及び理由を通知します。

### 内示のあった事業について「本申請」(交付申請といいます。)

提出いただく書類

- 地域発 元気づくり支援金交付申請書(別記様式第2号)
- 地域発 元気づくり支援金事業計画書別紙(別記様式第1号関係)
- 事業計画図書(位置図、見取図、設計図、設計書等)
- 公共的団体等の規約(会則)
- 予算書

### 地方事務所で内容の審査後、交付決定

支援金の該当事業内容及び金額、留意事項等を通知します(交付決定)。

## § 4 【事業実施から事業完了、支援金のお支払い】

### 事業実施

原則、**交付決定後に事業着手**していただきます。  
これにより難しい場合は、地方事務所までご相談ください。



### 【事業実施中の主な手続き】

**事業の実施箇所、施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更が生じた場合(地方事務所長に変更承認申請書の提出が必要です！)**

提出いただく書類

- 地域発 元気づくり支援金事業内容変更承認申請書(様式第3号)
- 変更内容のわかる書類を添付

⇒ **地方事務所で内容を確認の上、承認、不承認を通知します。**

**交付対象経費が20%以上増減する場合  
(地方事務所長に変更承認申請書の提出が必要です！)**

提出いただく書類

- 地域発 元気づくり支援金事業内容変更承認申請(届出)書(様式第3号)
- 20%以上の増減がわかる書類を添付

⇒ **地方事務所で内容を確認の上、承認、不承認を通知します。**

その他、事業期間の延長、事業を中止する場合も手続きが必要です。  
地方事務所までご相談ください。

## 事業完了前に支援金の交付を受けたい場合

出来高に対応する支援金相当額の90%までお支払いすることが出来ます。

提出いただく書類

地域発 元気づくり支援金概算払請求書（様式第9号）

事業の進捗状況（出来高を確認できる）書類を添付

領収書又は請求書の写しを添付

⇒ 地方事務所で内容を確認の上、指定口座にお支払いします。

## 事業完了の報告

事業が完了しましたら、**30日以内に報告**してください。

（3月12日以降に事業が完了する場合は、4月10日までに）

提出いただく書類

地域発 元気づくり支援金事業実績報告書（様式第8号）

地域発 元気づくり支援金事業実績報告書（個表）（別記様式第8号関係）

事業実績図書（位置図、設計図書等）

支出証拠書（契約書、領収書等）

写真

地域発 元気づくり支援金事業総括書（様式第11号）

・長野県及び事業実施団体がホームページ等で公表するための資料です。

・事業を自己評価するとともに、活動写真や事業内容を掲載してください。

・また、事業実施団体はご自身のホームページ等を活用し、事業総括書を速やかに公表するよう努めてください。



## 地方事務所職員による検査、支援金額の確定

地方事務所職員が提出いただいた書類により事業完了の検査を行います。

事業実施箇所や事業実施に伴う関係書類（会計帳簿など）をお伺いして確認させていただく場合もあります。

検査合格後、支援金額を確定し、通知いたします。

## 支援金の請求

提出いただく書類

地域発 元気づくり支援金交付請求書（様式第9号）

⇒ 地方事務所で内容を確認の上、指定口座にお支払いします。

事業終了後、皆様が実施されました事業内容等を県ホームページなどで御紹介します。

各様式は、県ホームページ「地域発 元気づくり支援金」のページからダウンロード出来ます。